

## 元社員の不祥事に係る関係役員の処分について

元社員の不正行為を長期間発見できなかった管理責任は重大であり、経理業務の担当常勤役員の処分を次の通り行いました。

対象：代表取締役専務 報酬月額の10%減額 3か月間  
期間：平成22年7月分より実施